

第 1 3 回
東京地方裁判所委員会
(平成 1 9 年 5 月 3 1 日開催)

東京地方裁判所委員会(第13回)議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

1 日時

平成19年5月31日(木) 15:00～16:52

2 場所

東京地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員) 岡田雄一, 唐津恵一, 小粥節子, 佐久間達哉, 芝田俊文, 白木勇,
高木國雄, 瀧澤泉, 田村浩子, 西岡清一郎, 畠中薫里, 濱田和男, 平山幸雄,
丸山陽子, 宮山雅行, 保田眞紀子, 我妻学, 和久井良一, 渡辺雅昭

(事務局) 原田伸一東京地裁事務局長, 山本要一東京地裁民事首席書記官,
安原義人東京地裁刑事首席書記官, 岡田千津子東京簡裁事務部長,
渡辺雅伸東京地裁総務課長, 杉崎直行東京地裁総務課課長補佐,
仁尾光宏東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

「裁判員制度の運営と国民の参加意欲を高める方策について」

5 配布資料

- 1 東京高地簡裁合同庁舎現状・改修後相関図
- 2 立川庁舎(仮称)イメージ図
- 3 立川庁舎(仮称)全体構成図
- 4 裁判員制度実施までの工程表
- 5 地方裁判所別に見た対象事件数
- 6 地方裁判所別に想定される裁判員候補者数とその有権者に占める割合の試算表
- 7 裁判員選任手続のイメージ
- 8 地裁委員会についてのアンケート調査

6 議事

(1) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、佐久間委員、西岡委員及び瀧澤委員から自己紹介があった。

八木宏幸委員 佐久間達哉委員(東京地方検察庁総務部長)

大橋寛明委員 西岡清一郎委員(東京地方裁判所民事部所長代行者)

下田文男委員 瀧澤泉委員(東京地方裁判所所長代行者・東京簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官)

(2) 事務局説明「本庁庁舎の改修と立川庁舎(仮称)の図面確定等について」

【発言者の表示 = :事務局】

平成18年1月31日開催の第9回委員会において、立川支部(仮称)庁舎の全体構成図、フロア構成図及び関連諸室グループ構成図をお示しし、同年10月18日開催の第11回委員会において、霞ヶ関庁舎の改修図面をお示しして、それぞれご意見をいただいた。その後、本委員会も含め内外の関係部署の意見、要望等を踏まえて検討した結果、いずれも当初案を微調整した程度で平面プランとして確定したので、ご報告する。

ア 霞ヶ関庁舎

霞ヶ関の高裁地裁合同庁舎と家裁簡裁合同庁舎については、第11回委員会でご説明したとおり、裁判員裁判のための部屋を用意しなければならない必要から、民事部及び簡裁の一部について内部移転をしてスペースをあけ、必要な改修をすることになる。

その上で、平成21年3月までに、裁判員裁判のための部屋として、2階に裁判員候補者待合室2室(2室で300人程度収容可能)、質問手続室6室及び被告人参加の場合の公判前整理手続室3室を設置し、刑事フロアである10階及び11階に評議室22室を用意することとした。

なお、裁判員裁判法廷については、前回の説明時点では22個を予定しているとご説明したが、それに加えて、1階の104号という特大法廷についても裁判員裁判法廷とすることになった。

この改修に伴い、民事の行政部、知的財産権部及び建築集中部を上層階から3階に降ろして集約し、商事部及び破産部を家簡裁合同庁舎に移転させ、東京簡裁の民事調停及び支払督促の各部門を新営の墨田庁舎に移転させることになる。

本委員会からは、裁判員候補者として来庁された方の利便性を考えて、エスカレーター

の設置及びトイレの増設というご意見が出され、また、家裁簡裁庁舎については、商事部及び破産部が移転するので地裁と簡裁の受付相談を一本化した方がよいのではないかとのご意見をいただいた。

裁判員候補者の利便性を考えてできる限りの配慮はしたいと考え、そのような視点でいろいろ検討してきたが、エスカレーターやトイレについては、既存庁舎の改修という制約から実現は困難という結論になった。

また、受付相談の一本化の問題については、地裁と簡裁とでは相談内容が違う上、組織的にも異なるので、いろいろ難しい問題はあるが、本委員会のご意見を踏まえ、今後の利用状況も見ながら検討していきたいと考えている。

イ 立川支部（仮称）庁舎

立川支部（仮称）庁舎については、敷地面積が約1万5,000平方メートルで現在の1.8倍、建物面積は地下1階、地上8階建ての約2万6,800平方メートルで現在の2倍となる。

庁舎のフロア構成について改めてご説明すると、1階が簡裁、2階と3階が地裁刑事、4階と5階が地裁民事、6階が地裁と家裁の事務局、7階と8階が家裁となっていて、利用者にとっては分かりやすいゾーニングと言えるのではないかと思う。

裁判員裁判のための部屋としては、刑事部が現在の3か部から5か部になっても対応できるように、2階と3階に裁判員候補者待機室及び質問手続室をそれぞれ5室、2階の各刑事裁判官室に近接して評議室を5室、3階に裁判員裁判法廷を5室設けることとしている。

また、裁判員裁判法廷がある3階に、休廷中に弁護人が被告人と接見するための部屋を2室設けたのが特徴的なところである。

本委員会からは、利用者の安全面への配慮、利用しやすく分かりやすい庁舎構造、相対立する当事者間や犯罪被害者の気持ちを踏まえた部屋の配置等々の観点を踏まえるようにとのご意見をいただいた。

今回の平面プランを作成するに当たっても、そのような趣旨ができるだけ反映できるようにしたつもりだが、なお十分でないところもあろうかと思う。そのような点については、今後のサイン計画や具体的な運用の場面で配慮していきたいと考えている。

ウ 墨田庁舎

最後に、墨田庁舎の新営工事の進捗状況についてご報告する。

墨田庁舎については、順調に工事が進んでおり、既に建物はできあがり、現在、内装と外構の工事を行っているところである。

開庁日は8月6日の月曜日を予定しており、8月1日の水曜日から各部署が徐々に移転していく予定となっている。

移転作業期間中の事件処理については、オンラインシステムが稼働している支払督促部門の一部についてはシステムでの処理が1週間ほどストップせざるを得ないが、その他の部門については、利用者への影響が出ないようにしたいと考えている。

(3) 議事「裁判員制度の運営と国民の参加意欲を高める方策について」

(説明及び意見交換)

【発言者の表示 = :委員長, :委員, 裁判所委員】

裁判員制度の施行まであと2年となった。今までの委員会で何回か皆様からご意見をいただいていたが、本日は、裁判員選任手続と裁判員が参加しやすい環境整備という点を中心にご意見をいただきたい。

最初に、裁判員制度実施までの工程や裁判員の選定手続、東京地裁としての取組について、刑事部の裁判所委員からご説明する。

現在、選任手続等の裁判員法関連規則の制定作業を行っており、5月23日の諮問委員会でその要綱案が答申がされた。その内容については、既に報道されたところであるが、調査票によって就職禁止事由や差し支えがないかどうかを調査し、呼出状は、仕事の調整をしやすいように6週間前までに発送し、出頭した全員について質問することとした。

裁判員による裁判は、全国の地裁50か所に加え、八王子など10か所の地裁支部でも実施する。

今後の予定として、平成20年の年末ころまでには、裁判員候補者名簿に登載されたことを通知することになる。名簿作成の前提として、必要な人数を選挙管理委員会に知らせなければならないが、これをどうするかについては、まだ不確定要素が多い。

東京地裁の対象事件は、平成15年が405件、平成16年が400件、平成17年が487件だった。これは、八王子支部を含む事件数である。八王子支部は、60~70件なので、これを引いた330件~400件強が地裁本庁の事件数となる。ちなみに、平成18年の地裁本庁の事件数は、324件である。

この事件数に対し、裁判員候補者が何人必要か。裁判員6人を選ぶには何人必要なのか。就職禁止事由、辞退事由、不選任となる人が、どのくらいいるのか。

平成17年の事件数(487件)を前提に、1事件について50~100人を呼び出すと仮定すると、裁判員候補者数は、24,350~48,700人となる。これは、全有権者のうち、0.24%~0.48%の割合となる。

呼び出す人数を少なくするために、単純に少なく呼ぶという訳にはいかない。どのような辞退事由が認められるかが問題になる。

タイムリーなことに、昨日、東京地裁で、全国で初めて模擬選任手続を実施した。今後、このような試みを全国で行い、検証していく予定である。そのような検証作業から、必要な人数の割合が出てくるものと思われる。

裁判員選任手続のイメージについては、昨日放送されたニュースが大変よくできていたので、これを見ていただくのが分かりやすい。

(大型スクリーンにニュース映像を映し出して、紹介した。)

今までの模擬裁判では、引き受けてくれた人に裁判員役をやってもらっていたが、今回は、協力してくれる企業から出してもらった名簿から無作為に候補者を選んだので、仕事や家庭の事情で支障のある人も含まれている。これらの方々にも呼出状を送って、それぞれの事情を聞いた上で判断した。

まず、50人の方に呼出状とともに調査票を送付して、その回答について検討した。

調査票の段階で、辞退を認めた方には、わざわざ裁判所に来ていただく必要がなくなるということである。

今回は、10人の方から辞退の申出があり、5人の方について申出を認めた。

そのうち4人は、裁判員法16条7号八に規定されている従事する事業における重要な用務がある方である。具体的には、

本社の人事部門の代表として、海外での会議に出席される方

会議の意見書の取りまとめ業務の責任者(課長職)

専門的知識を要する業務を行う必要があり、代替が困難な方

異動時期で、業務の引継ぎ等のため多忙を極める方

である。

残りの1人は、同法16条7号二に規定されている社会生活上の重要な用務がある方である。具体的には、模擬裁判最終日が妻の出産予定日の方である。

これら5人の方については、呼出しを取り消し、期日にお出でいただかなくても結構ですという通知を行った。

それ以外に、大学の非常勤講師で授業が予定されているという方がいたが、裁判体は辞退を認めなかった。この方は、50人から20人に絞り込む段階でくじからはずれたので、今回来庁した20人には含まれていない。

また、1か月後に海外留学があり、語学研修等、その準備に忙しいという方についても、裁判体は辞退を認めなかった。この方は、今回の20人に入っていた。

当日の質問手続を経て、辞退事由に該当しないとされた候補者としては、いつ何時、介護施設に入院中の母親が転倒した等の連絡が入るか分からないという方は、現に支障が具体化している訳ではないから辞退事由に該当しないとされた。

また、先ほどの海外留学の方も、研修は夜間に、仕事の引継ぎも振り替えが可能なので辞退事由には該当しないとされた。

これら2人については、今回は模擬裁判なので、実際には、はずれるように配慮された。

次に、裁判所法34条4項に規定される「不公平な裁判をするおそれがあることを理由とする不選任候補者」について、ご説明する。

今回出頭された方に対し、あらためて質問票を交付し、どの事件でも質問される3つの事項について回答していただいた。

被告人、被害者、事件の捜査と特別な関係があるかどうか。

事件報道を通じて、この事件のことを詳しく知っているかどうか。

あなたや家族等、身近な人に今回の事件と同じような犯罪被害に遭った人がいるかどうか。

今回の事件は、女性が男性からDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害に遭ったものであるため、定型的なこれらの質問に加え、

DV被害に遭ったことがあるかどうか。

という質問をした。

今回の場合は、20人全員が、これら4つの質問について該当者はいなかった。

最後に、裁判員法36条では、弁護士・検察官双方に、それぞれ4人まで「理由を示さない不選任の請求による不選任候補者」が認められている。

今回は、弁護士のみ4人の不選任請求をし、4人の方が不選任になっている。

その後、残った人たちにくじを行い、6人の方が裁判員に選任された。

以上が、昨日行われた模擬選任手続の概要である。

今後は、このような模擬選任手続を繰り返し行う過程で、辞退事由として述べられる具体

的な事情，業務や社会生活の影響の実態・深刻さの度合い等を具体的に検証し，その動向を分析・蓄積して，適切な判断基準を行っていくことが大切であると考えている。

また，裁判員裁判への参加に対する障害事由の把握については，企業の業種や職種，地域，年齢等の特性に応じた対応をしていきたい。業種によっては一定の時期が特に忙しいといった事情もあるかと思われる。このような事情について，より正確な情報を得ていくための活動も，今後必要になると考えている。

次に，裁判員制度に向けた環境整備等のための東京地裁の働きかけについて，ご説明する。

東京地裁では，昨年から，経団連や商工会議所を通じて，業種や職種が様々な企業を訪問している。裁判官や職員がペアになり，裁判員制度について説明した上で，特別休暇制度の創設等，環境整備のための制度設計・創設などをお願いし，業種特有の障害事由があるのか，それに対してどのような配慮をすれば対応が可能なのか等について，具体的にお話しさせていただいている。

また，今回の模擬裁判に参加していただいた企業のように，模擬選任手続・模擬裁判への協力をお願いし，大企業だけではなく，中小企業を含めて裁判員役候補者名簿の拡充に努めているところである。

このような私たちの活動については，手前みそになるが，おおむね好意的な評価をいただいております。もっと詳しく説明してほしいとか，模擬裁判を見たいというように発展してきている。

小さな企業では，1人でも裁判員裁判で抜かれると非常に困るという話も当然出てくる訳であるが，忙しいけれども機会があれば経験してみたいと言っていただけてるところもある。

私たちは，そういったご意見に意を強くして，このような活動に努めているところである。

最後に，裁判員候補者として裁判所にお出でいただくのに，小さいお子さんや介護を要するご家族がいるという方々については，このような問題をどのようにして解決していくかを考えなければならない。

これについては，厚生労働省がどのように取り込まれるかという問題とも関連するが，現在までその取組を見守りながら，私たちも自治体に伺って，担当者に裁判員制度についての説明を行うなどの活動を行っているところである。

私の説明は以上であるが，最後に，もう一つニュース映像をご覧いただきたい。これは，先日の模擬裁判に裁判員役として参加していただいた方の会社における取組，裁判員裁判に参加した感想などを集めた映像である。

(大型スクリーンにニュース映像を映し出して、紹介した。)

本日は、「裁判員候補者に対して呼び出し等を行うに当たって考慮すべき事項」と、「国民の参加意欲を高めるために考慮すべき環境整備」の2点を中心に、皆様からご意見をいただきたい。

まず、「裁判員候補者に対して呼び出し等を行うに当たって考慮すべき事項」についてはどうか。

裁判員候補者に対する調査票や質問票は、全国统一書式になるのか。

基本的には、全国同じような形になると思う。

以前の調査では、地域別に月ごとの繁忙度なども報告されていたが、そうした地域特性を調査票等に反映させることは考えていないのか。

このような書式は、抽象的で汎用性のある全国统一のものになると思う。

全国的にいろいろな企業を訪問して、対象者の要望や情報も集まってくるので、それらを踏まえた上で、更に検討していくことになる。

今実施している模擬裁判の裁判員は、理解のある大企業の方たちだが、例えば、町工場のような中小企業は、職人さんがいなければ成り立たない。

今後は、20の大企業だけではなく、いろいろな層の人たちを対象に模擬選任手続をやってもらいたい。その中で、ネガティブな意見も出てくるだろうから、そのような意見に対してどう対応していくか、それを積み重ねていくことが、「国民を対象にして」ということにつながることになると思う。

今回の20の企業の中には中小企業も入っているが、今後はご指摘のとおり、農家や会社勤めでない方々にも対象を広げて、模擬手続をやっていきたいと思う。

「理由を示さない不選任の請求」とあるが、「理由を示さない」という背景は何か。

せっかく協力しようと思って来たのに、理由も示されないではずされては、気分を害するのではないか。

不公平な裁判をするおそれがある場合に、正面切って言える事由がある場合には不選任にできるが、なかなか言いにくい場合もある。例えば、弁護人の側から「この人は、被告人にあまりよい印象を持っていないのではないか。」と思われるような場合に、それをはっきり言っては角が立つ。そのような場合に使われる。外国の制度でも利用されている。

弁護士だけが行使するのか。

検察官も行使できる。今回の模擬選任では使わなかったが。

短い時間の中で、そのようなことがどうして判断できるのか。

元々は、英米法の陪審制度からきている。陪審制度の下では二つの忌避方法がある。一つは専断的忌避、もう一つは理由付き忌避である。

理由付き忌避は、理由を述べなければならない。ところが、専断的忌避の方は、理由を述べなくてもよい。

外国の話であるが、例えば、マリファナのような薬物事件の場合に、候補者がヒッピー風の場合には、検察官は、理由を言わずに忌避することができる。

逆に、弁護士側から言うと、候補者がいかめしくて、厳しそうな紳士だと思えば、理由を言わずに忌避することもできる。そのようなことを制度上、法律化したということである。

今回の模擬手続でも、それぞれ仕事の都合をつけて参加したのに、理由も言われずに忌避されたのか。

忙しい中を参加し、当事者から不選任にされて面白くないというのはよく分かる。

私が以前にイギリスの陪審法廷を傍聴したときにも、忌避された人は、ばつ悪そうにして法廷を出て行った。お気の毒だとは思いますが、制度がそうなっているのだから、仕方がない。

候補者は、会社にも説明して出頭しているのだから、理由も言われずに不選任にされるのは、面子がつぶれるのではないか。

候補者に帰っていただくときは、くじではずれたのか、理由なし選任ではずれたのかは、お知らせしない。

本人のいるところで、不選任にするのではないのか。

違う。外国では本人の目の前でやるが、裁判員制度ではそのようなことはない。

本人のいないところで不選任の決定をするということか。くじではずれたか、不選任になったかは、知らせないと。

そうである。

くじは、自分で引くのではないのか。

裁判所が、パソコンで実施する。

不選任は、事件に関与する裁判官、検察官、弁護人が主観で判断するということが。

質問の結果を踏まえて、判断することになる。

質問は、何分くらいするのか。

今回は模擬手続なので、1人3分くらいで実施した。マスコミの報道等もないので、本来よりもうんと短くて済んだ。

先ほど説明した専断的忌避の場合は、主観的な場合もある。しかし、理由付き忌避の場合は、主観的ではなく、裁判所が統一的に判断することになる。

せっかく選ばれたので協力しようかと思って勇んで来たのに、結構ですと言われるようだと、裁判員制度に対する不信感を持つ人もいる可能性があると思って、詳しくお聞きした。

調査票は、突然くるのか。現在の訴訟で、呼出状とともに丁寧な説明がされていても、全く対応しない被告がいる。ましてや、このような調査票には全く対応しない、あるいは、呼出状や質問票がきても一切対応しないという人がいるであろう。このような人がいないように配慮するというのが、候補者の選任に当たって最も大事なことであると思う。

今までの検証は、好意的な人たちだけを対象に行ってきたが、実際にやってみると、「全く対応しない。行かない。質問に答えない。」という人たちが発生する可能性が高い。

くどすぎても、丁寧すぎてもいけない。このような人たちに、どのように呼びかけていくかが、最大のポイントだと思う。

どのようにしたら、よいか。

分かりやすく、丁寧であることは必要だが、くどくなつてはいけない。

訴状を受け取った人たちの最大の不満は、分かりづらいということである。

くどくなく、分かりやすくするために、どのくらいのボリュームで、どういうスタイルの文書だったらよいか。それが大きなポイントであろう。

確かに、法律家の文章は、くどくて、長くなりやすい。

どうしても、正確に物事を伝えたいと思ってそうなるのだが、マスコミのように、コンパクトで分かりやすい表現が必要になる。

この委員会が始まって2回目のときだと思うが、初代の委員長は、「裁判官は、事実認定のプロではない。一般市民でも、十分に事実関係を判断できる。」とっていた。

新聞を見ても、今の裁判は、法律用語が難しい。これを一般市民に分かりやすくすることが、この制度を普及させる大前提だと思う。

また、今回の改革は、「身近で、早く、分かりやすく。」ということであるので、裁判の手続を早くすることも必要である。

分かりやすさについては、法曹三者で合意しているだけでは、市民が分かることにはならない。実際に、どれだけ分かりやすくなったかが重要である。

法曹三者でも検討しているところであるが。

冒頭陳述や論告については、確かに今まで非常に長いものを書き、場合によっては、何十

ページもあるものを何時間もかけて読んでいた。傍聴席で聞いている人たちは、何を言っているのか分からない部分もあった。これではいけないということで、これらを短くし、かつ、書いたものを読み上げるのではなく、できるだけ口頭で訴えるようにしている。使う言葉についても、起訴状を含めて慣用的に使っていた用語、例えば、「反抗を抑圧して」というように、すぐ分からないようなものについては、改めるべきところは改めるということで検討している。できるところからやるということで、模擬裁判の場では、思い切って簡略化し、分かりやすい表現を心掛けている。

今後も、検討を重ねながら、改善していきたい。

弁護士の立場からは、どうか。

統一的ではないが、運動としては、刑法、刑訴法の口語化を検討している。いろいろな法律がひらがな化されてきているが、相変わらず難しい言葉で書かれている。

しかし、それをかみ砕いてやさしく表現するのは、大変難しい。常識的な表現といっても、沢山の常識があり、実際には、難しい問題がある。私たちとしても、悩み続けているところである。

法曹三者が、真剣に考え、悩んでいるところである。例えば、未必の故意や正当防衛を、どういったものかを正確に理解してもらうのは難しい。

正当防衛についての判例は非常に沢山あり、これをマスターしないと、正当防衛とは何かを正確に理解することはできない。このようなことを裁判員に理解してもらうのは大変なことである。単に言葉を簡略化するだけではなく、法律概念を正確に理解してもらわなければならない。言葉でパッと伝えて、すぐ分かってもらえるというものではない。

裁判員制度は、そのような問題についても、どうやって理解してもらうか、今まさに研究を行っている最中である。

法律用語を分からせると同時に、「法律とはこういうものである。あなたたちの生活は、このようなもので守られているのですよ。」ということを分からせてくれるのも、今回の裁判員制度の目的だと思う。

一つの事件につき、50～100人に呼出状を出すというが、先ほどの委員が言われたように、無視したり、受け取らない人に対しては、どうするのか。

支払督促がきても知らない態度をする人が、裁判所に来てくれとか、質問票のような面倒なものに協力するだろうか。

50人呼び出して、50人から返事が返ってこなくてもよいということか。

検察審査会も、似たような、選挙管理委員会の名簿から無作為に選んだ方を呼び出すというシステムを採っている。中には、所在不明の人もいるし、何の返答もない人も、一定割合でいる。

検察審査会と裁判員は、異なった制度ではあるが、検察審査会で蓄積されたデータが、裁判員制度でも参考になるのではないかと考えている。

たった6人を選ぶのに、100人も呼び出すのかという感想もあろうが、このような歩留りも検討した上で、50～100人を呼び出すことを検討しているところである。

今後、更に検討した上で、より効率的な呼出人数が分かってくるものと思われる。

返事をしなかったり、出て来ない場合には、罰則はあるのか。

不出頭について過料の制裁はある。

同じ事情の人に対して、何度も呼出をするような手間を省略することを検討してはどうか。

制度上、そうせざるを得ない部分もある。

調査票や質問票の内容は、いつまでに返すのか。あまり間を置き過ぎると、その間に事情が変更になることも考えられる。

企業の方に聞いたところでも、早い方がよいというが、あまり早過ぎても予定が分からない。いろいろな事情を聞いて、今のところ6週間前に呼び出すこととした。

裁判に何日くらい掛かるかは、分かるのか。

公判前整理手続で審理計画を立ててから裁判を行うので、ほとんどの事件は、2～3日で終了する。

6週間前くらいに呼出状を送るということだが、そこにはこういう事件について審理をしてもらうという犯罪事実は、どの程度記載するのか。

選任期日では、不公平な裁判をするおそれということで、事件のことをどの程度知っているのかということになるが、事件が報道されたり、報道されないまでも、どの程度知っていれば、詳しく知っているということになるのか。

現在の検討状況を教えてもらいたい。

選任期日の質問状で、当該事件について聞くことになる。逆に言うと、呼出状の調査票には、事件のことは記載しない。当日、出頭された段階で、事件との関わりについてお聞きすることになる。プライバシーの問題もあるので、返ってくるかどうか分からない調査票の段階で、事件の詳細を記載することはできない。

選任期日の当日には、当然事件の内容を知らされることになる。

もちろん、具体的な名前を表示して事件を特定することはできないだろうが、ある程度こういう事件だということも、今のところ想定していないということか。

今回の模擬選任では、呼出状の段階で罪名等の記載はしていない。

保護司としても、職務上、大事件に関与することもある。そのときには、関わりがあったということその場で申告すればよいのか。

そうである。

一度はずれば、二度と呼び出されないのか。

一年間はないが、また当たることもある。

6週間前にくる質問票は、基本的には、候補者の都合を聞くためのものなのか。

そうである。この期間に、海外出張のような仕事が入っているという事情を聞くためのものである。事件の関係については、選任の当日にお聞きすることになる。

選任の面接をする裁判官は、3人か。

そうである。

それに検察官と弁護人が加わると、かなり大勢の人たちで選任のための質問をすることになるのか。

そうである。質問をするのは裁判長だけだが、事前に検察官や弁護人から要望があれば、それについても質問することになる。

今回は模擬裁判なので、検察官や弁護人の数が多かったが、すべての事件がそうなるという訳ではない。

今回の模擬裁判の候補者の感想には、「沢山の人に取り囲まれて聞かれると、かなり重たい感じがする。」というのもあった。そのような緊張感を緩和する措置も必要ではないか。マジックミラーを使う訳にもいかないだろうが、候補者の正直な気持ちや事情を聞き出すための雰囲気作りに配慮してもらいたい。難しい点もあると思うが。

免除の範囲は、国民に公表されるのか。あまり公表すると、うそをついて免除されようとする人が出てくる可能性がある。裁判所に来た候補者から免除の申請があって判断する際には、どうやって公平性を確保するのか。

辞退事由をどういう形でオープンにしていくかについては、現在検討している最中である。

模擬手続を繰り返すことによって、皆さんのコンセンサスが得られるような形で公表することになるのではないか。

ご指摘のような事実は、外国でも見られる現象であるので、これからの課題であると思う。

ヨーロッパの先進国は、休暇を非常に大切にしている。以前、イギリスで手続を見たときも、候補者が「休暇です。」と言えば、裁判長は「はい、分かりました。結構です。」と辞退を認めていた。そのようなことは国民の常識となっているが、呼び出された人がみんなそう言って辞退する訳ではない。結局は、参加意欲の問題だと思う。逆に言えば、そうやってまでも免除されようとする人に、裁判員をやらせてもらってもよいのかという問題もある。

名簿登載の件だが、年初の事件に当たるのは、どの年の裁判員なのか。名簿は暦年で作成されるはずだが、間に合うのか。

暦年で、前年度の名簿で呼び出されることになると思うが、調べた上で、次回にお答えしたい。

企業訪問について、もう少し具体的にご説明をお願いしたい。

昨年からは継続的に、裁判官と職員で企業訪問をしている。最近では、工場地帯のかなり小さな企業まで回らせていただいている。最初は、こちらの手づるがないので大きな企業から回り始めたが、だんだんと幅広く回るようになった。

まず、裁判員制度の説明をし、最高裁で作成した広報用DVDなども配付している。

先方が一番興味を持たれるのは、「どういう場合に辞退が認められるのか。」ということであり、そういう質問が多い。私たちもできる限りの説明をするようにしている。

これから模擬裁判を繰り返すことにより、より詳しい説明ができるようになるのではないかと考えている。併せて、企業の立場からどのような障害事由はあるのかをお聞きしている。

主に総務担当、人事担当の方とお会いして、時期的な問題や代替措置についてもご意見をうかがい、それを情報として蓄積している。

裁判員制度休暇についても情報を提供し、ご理解をお願いしている。休暇制度については、前向きに検討していただける企業が増えてきたなという印象を持っている。

加えて、模擬裁判の裁判員役への協力もお願いし、このようなことで30分から1時間お話をさせていただいている。

時間がなくなってしまったので、引き続き、次回も本日より同じテーマでご意見をいただきたい。

次回は、平成19年11月1日（木）午後3時から開催する。

以上